

## 補助金審査の考え方

### 1 補助金等の適正化のポイントに基づく審査項目

- 「筑後市補助金等適正化に向けたガイドライン（案）」の「7 その他の留意事項」では、「本ガイドラインは、単に補助金の廃止や削減といった財政的な側面からのみ補助金等の見直しを行うものではなく、制度的な改善を行うことにより、透明性を高め、成果の検証等による効果的な見直しの仕組みづくりを目的としています。」とある。
- これを踏まえ、補助金等の適正化は、以下の2つの目的を有するものと考える。

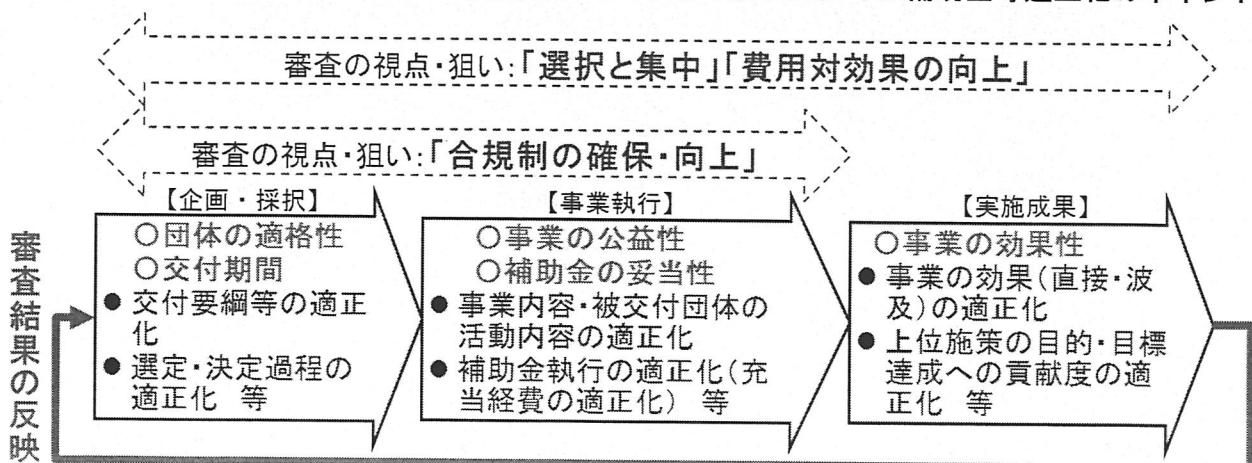
#### I 合規制の確保・向上（適正化の視点：要件を満たすことが必要な要件）

- ◆ 補助金等の交付基準の各項目のうち、規則等に則って適正が確保されていること。
- ◆ もし規則等に則った適正が確保されていない場合は、規則等の要件の重要度に応じて、以下の2つの取扱いとなる。
  - ① 重要な要件で合規制を欠く場合：絶対的合規制未充足として廃止
  - ② その他の合規制の要件を欠く場合：相対的合規制未充足として未充足の要件を満たすように補助金の内容を見直し・改善
- ◆ なお、相対的合規制未充足の場合、要件を最低限で充足するのではなくより高いレベルで充足するように見直し・改善することで、団体等の適格性や補助金の妥当性等を一層向上させることが重要である。

#### II 経済性・効率性・有効性の向上（適正化の視点：選択と集中、費用対効果の向上）

- ◆ 合規制が確保されている場合であっても、限られた経営資源（財源、補助金等事業に従事する職員人件費）の有効活用のため、経済性、効率性、有効性の視点から補助金等の「選択と集中」と「費用対効果の向上」で適正化を図ることが重要である。
  - ③ 経済性、効率性、有効性に優れた補助金等の選択と集中
  - ④ 費用対効果の向上のための改善

图表 ガイドライン（案）・審査要領を踏まえた事務の流れからみた補助金等適正化のポイント



## 2 審査の種類と審査の取扱い

- 「1 補助金等の適正化のポイントに基づく審査項目の検証」の結果を踏まえ、審査は以下の3種類で実施する。

○絶対的合規制審査

○相対的合規制審査

○経済性・効率性・有効性の視点に基づく「選択と集中」「費用対効果」審査

注：合規制とは、被交付団体等の適格性や補助金の妥当性等がガイドラインや交付基準に則って適正であること

図表 多段階評価

区分例	評点
高く評価できる	4点
ある程度評価できる	3点
普通程度である	2点
あまり評価できない	1点
評価できない	0点

図表 該当・非該当評価

区分	評価結果
該当する	○
該当しない	×

## (1) 絶対的合規制審査

- 以下の 6 審査項目は、絶対的合規制としていずれか 1 項目でも充足していない場合は、当該補助金等は廃止と判定する（×、または、0 の場合）。

**図表 絶対的合規制審査項目（1 項目でも該当する場合は廃止）**

大項目	審査項目	評価基準の内容
(3) 団体等の適格性	② 事業活動の内容が団体等の目的と合致しているか	○:事業活動の目的・内容が団体等の目的と合致 ×:事業活動の目的・内容と団体等の目的が合致していない
	③ 経済的自立のための努力が図られているか	・自主財源の確保(自主事業収入、会費収入等) 4:自主財源が組織予算の大半を占める(概ね8割以上) 3:自主財源が過半数を占める(概ね5割～8割) 2:自主財源が半数程度(概ね2割から5割) 1:自主財源が多少ある(概ね2割未満) 0:自主財源がない
	⑤ 市が事務局になっていないか	4:市が事務局となっていない場合 3:市が事務局:妥当性が高い(補助対象団体は市も規定に則り参画する団体で市長等が役員・理事等であり、市以外の組織・事業者も具体的な事務局機能を分担している) 2:市が事務局:妥当性がある(補助対象団体は市も規定に則り参画する団体で、市以外の組織・事業者も具体的な事務局機能を分担している) 1:市が事務局:妥当性が低い(補助対象団体は市が規定に則り参画する団体だが、市以外の組織・事業者は具体的な事務局機能を分担していない) 0:市が事務局:妥当性なし(補助対象団体は市が参画する団体ではない、市が規定に則らずに参画する団体である)
(4) 補助金の妥当性	② 運営費補助ではないか(ただし、新規団体等に対する場合は除く)	4:運営費補助ではない 3:市が出資・出捐の公益社団法人・公益財団法人に対する運営費補助 2:法律に基づき設立された団体等に対する運営費補助、ほとんどの市民・地域を具体的な対象・受益者とする活動団体に対する運営費補助 1:上記以外の新規団体に対する運営費補助 0:上記以外
	⑤ 零細な補助・負担ではないか(金額 10 万円未満)	○:金額 10 万円以上の場合 ×:金額 10 万円未満の場合
(5) 交付期間	② 国・県の制度によるものは、補助終了をもって終了することを原則に見直すこと	○:国・県の制度が継続している場合 ×:国・県の制度が終了しているにもかかわらず市の一般財源のみで継続している

## (2) 相対的合規制審査

- 以下の6審査項目は、相対的合規制として充足していない項目がある場合は、未充足の全ての項目で充足するように見直し・改善することを条件に継続とする（×、または、0・1の場合）。

**図表 相対的合規制審査項目**

大項目	審査項目	評価基準の内容
(3) 団体等の適格性	① 団体等の会計処理及び使途が適正であるか、また、繰越金は補助金額の2分の1を超えていないか	○:処理・使途が適正、かつ、繰越金が補助金額の2分の1以下 ×:処理・使途が適正ではない、または、繰越金が補助金額の2分の1超
	④ 補助事業者は公平に選定されているか	4:公募・指名等による複数事業者からの選定の場合 3:公募・指名等による募集を行った結果、1事業者の応募による選定の場合 2:特定の事業者で、幅広い市民・地域を対象とする事業を実施し、かつ、他に同種の活動を行っている事業者がない場合 1:特定の事業者で、幅広い市民・地域を対象とする事業を実施しているが、他に同種の活動を行っている事業者が存在する場合 0:特定の事業者であるが、特定の市民・地域を対象とする事業の実施に留まる場合
(4) 補助金の妥当性	① 補助対象事業、経費が明確で、補助金の充当費目は目的に沿っているか	•a補助対象事業・経費の明確性、b補助金充当費目の目的との整合性 4:a補助対象事業・経費は明確、b補助金充当費目は目的に沿っている 1:a補助対象事業・経費は明確、b補助金充当費目は目的に沿っていない 0:a補助対象事業・経費が不明確
	③ 補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費は含まれていないか(交際費、慶弔費、飲食費、懇親会費等)	○:補助事業に直接関係ない経費、及び、不適切な経費は含まれていない場合 ×:直接関係ない経費、または、不適切な経費が含まれている場合
	④ 補助率は2分の1以内か、また、超える場合にはその必要性が明確か	4:補助率が2分の1以内の場合 3:補助率が2分の1超でその高い必要性が認められる(法律、国県が定めた制度に則している) 2:補助率が2分の1超でその必要性が客観的に認められる(補助率が2分の1超となる積算根拠が明確で削減の余地がない) 1:補助率が2分の1超でその必要性が多少は認めらる(積算根拠が明確であるが、削減の余地があるが2分の1以内は困難) 0:補助率が2分の1超で上記3~1に該当しない場合
(5) 交付期間	① 市単独補助金は、原則として3年以内で見直しを行うこと	○:3年以内毎に要件・内容の見直しが行われている場合 ×:3年以内毎に要件・内容の見直しが行われていない場合

### (3) 経済性・効率性・有効性の視点に基づく「選択と集中」「費用対効果」審査

- 下記図表の審査項目は、経済性、効率性、有効性の視点に基づき選択と集中を行うためのものである。よって補助金等の事業の効果があまり評価できないと判定された場合は、廃止とする。
- なお、継続と判定された場合でも、費用対効果の向上の推進するため、各審査項目で「あまり評価できない（1点）」「評価できない（0点）」となった場合は当該項目の見直し・改善を条件に継続とする。

図表 委員の平均評点と判定結果（案）

判定	平均評点
継続	下記以外
見直し	16点以上だが、1点以下の審査項目を含む場合は当該項目の見直しが継続の条件
廃止	16点未満

図表 「効果の視点からの選択と集中」審査項目

大項目	審査項目	評価基準の内容
(1) 事業の公益性	① 事業活動の目的・視点・内容などが明記され、社会・経済情勢に合致しているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・a目的・視点・内容などが明記、b社会・経済情勢に合致</li> <li>4:a明確で妥当、b今後重要かする社会・経済情勢の問題・課題と合致</li> <li>3:a明確で妥当、b合致</li> <li>2:a明確で妥当、b合致せず(一部・軽微な社会・経済情勢の問題・課題と合致、過去の社会・経済情勢の問題・課題と合致、等)</li> <li>1:a明確だが妥当性に欠ける</li> <li>0:a不明確</li> </ul>
	② 地域や市民のニーズ又は課題を的確に捉えているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・a「ニーズまたは課題の把握方法」の妥当性、b「把握した内容」の妥当性2つの視点から評価</li> <li>4:a良好、b良好</li> <li>3:a良好、b妥当</li> <li>2:a妥当、b妥当性に欠ける</li> <li>1:a妥当性に欠ける</li> <li>0:どちらもなされていない</li> </ul>
	③ 特定の者のみに利益をもたらすものではなく、広く市民に開かれているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>4:補助対象事業への直接の参加が広く市民に開かれていて広く市民が参加している、運営費補助の場合は補助事業者の事業への直接の参加が広く市民に開かれて参加している</li> <li>3:補助対象事業への直接の参加が広く市民に開かれている、運営費補助の場合は補助事業者の事業への直接の参加が広く市民に開かれて参加している</li> <li>2:補助対象事業への直接の参加が一部の市民に開かれている、運営費補助の場合は補助事業者の事業への直接の参加が一部の市民に開かれ参加している</li> <li>1:補助対象事業への直接の参加が一部の市民に開かれている、運営費補助の場合は補助事業者の事業への直接の参加が一部の市民に開かれている</li> <li>0:補助対象事業への直接の参加が特定の者のみに限られている</li> </ul>

大項目	審査項目	評価基準の内容
(2) 事業の効果性	① 効果を客観的に示すことができるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・a成果に関する指標を測定、b成果指標の推移(増減)を測定、cコストパフォーマンス(費用対効果)</li> </ul> <p>4:aは適切、bも測定している、cコストパフォーマンスは改善の余地がない・または改善の取組が認められる            3:aは適切、bも測定している、cコストパフォーマンスは改善の余地がある            2:aは適切、bも測定している、cコストパフォーマンスは改善の余地が大きい            1:aの内容が不十分(指標が適切ではない)            0:aもできていない</p>
	② 補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適当か	<ul style="list-style-type: none"> <li>・a目的の妥当性、b目的達成手段の妥当性</li> </ul> <p>4:a目的は妥当、b手段も優れている            3:a目的は妥当、b手段は妥当性が認められる            2:a目的は妥当、b手段は妥当性に欠ける            1:a目的は明確だが妥当性に欠ける            0:a目的が不明</p>
	③ まちづくり等の先進事例として波及効果や新たな展開が期待できるか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・a波及効果、b新たな展開</li> </ul> <p>4:a・bの両方について大きな効果等を期待できる            3:a・bの両方が期待でき、どちらか1つが大きな効果等を期待できる            2:a・bの両方が期待できる            1:a・bのどちらかが期待できる            0:a・bともに期待できない</p>
(3) 団体等の適格性	③ 経済的自立のための努力が図られているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源の確保(自主事業収入、会費収入等)</li> </ul> <p>4:自主財源が組織予算の大半を占める(概ね8割以上)            3:自主財源が過半数を占める(概ね5割～8割)            2:自主財源が半数程度(概ね2割から5割)            1:自主財源が多少ある(概ね2割未満)            0:自主財源がない</p>
	⑤ 市が事務局になっていないか	<ul style="list-style-type: none"> <li>4:市が事務局となっていない場合            3:市が事務局:妥当性が高い(補助対象団体は市も規定に則り参画する団体で市長等が役員・理事等であり、市以外の組織・事業者も具体的な事務局機能を分担している)            2:市が事務局:妥当性がある(補助対象団体は市も規定に則り参画する団体で、市以外の組織・事業者も具体的な事務局機能を分担している)            1:市が事務局:妥当性が低い(補助対象団体は市が規定に則り参画する団体だが、市以外の組織・事業者は具体的な事務局機能を分担していない)            0:市が事務局:妥当性なし(補助対象団体は市が参画する団体ではない、市が規定に則らずに参画する団体である)</li> </ul>

### 3 その他

#### (1) 見直し・改善の実施期限について

- 3つの審査の種類のうち、「相対的合規制」審査と効果の視点に基づく「選択と集中」「費用対効果」審査については、見直しが必要な審査項目が生じる場合がある。
- 補助金等の見直しにあたっては、被交付団体との協議・調整が必要な場合が想定される。そのため、見直し・改善は最大3年程度の実施期限を設けることが望ましい。

## (2) 補助金等の分類

### ① 補助金の対象による分類

対象	例	審査のポイント
団体運営費補助	・出資団体、市も参画する公益活動を担う任意団体、NPO等への人件費、事務所の維持管理費等への補助	・団体の事業・活動の効果・成果（市の施策の目的・目標に即した定性・定量、主要事業の1次成果指標、2次成果指標） ・団体の会員等の団体数・人数 ・運営費補助が無くなった場合に発生する問題（運営費全体に占める補助金の割合とその推移、市の施策の目的・目標に即した定性・定量）
個人・団体等の事業費・活動費補助	・交流・振興等に関するイベント ・団体の設置目的に即した事業・活動	・事業・活動の成果（1次成果指標、2次成果指標） ・事業・活動の成果からの波及効果 ・2次成果指標に基づく費用対効果
公共施設・公共空間の設置・整備・維持に関する補助	・私道整備 ・水路維持 ・不法投棄等回収 ・緑化関連	・公共施設の設置・維持等の活動実態（1次成果指標） ・活動によって得られる効果（2次成果指標、定性的な効果） ・上記を踏まえた公共施設の適正管理の必要性・重要性
市の施策推進に資する設備等の設置・維持に関する補助	・省エネ設備設置補助 ・生ごみ削減機器設置補助	・施策推進に対する直接効果（1次成果指標、全対象に占める被交付者の割合とその推移） ・施策推進に対する波及効果（2次成果指標：問題改善の定量効果） ・補助等による直接効果・波及効果の推移の状況
利子・保証料・事業資金等補給	・借入金への利子補給 ・信用保証料の助成 ・起業支援補助金 ・企業投資補助金	・経営資金が支援された事業者等に対する直接効果（1次成果指標） ・利子補給等による当該産業の活力の維持・増進の効果（2次成果指標：雇用者数、廃業率低下効果、売上増加効果、投資金額、等）
誘致補助金	・定住促進補助金 ・企業誘致補助金	・補助金により転入した世帯数、立地した事業者数（1次成果指標） ・転入・立地によるさらなる効果・成果（2次成果指標、転入者増、雇用者増、事業者の売上増、税収増）
市も参加する公共団体で構成する組織の事業・活動の負担金	・近隣自治体の連携により実施する事業の負担金	・事業の成果（1次成果指標、2次成果指標）

### ② 補助金の制度及び財源による分類

○国・県の制度で義務（市の支出は制度内）：審査対象外

○国・県の制度で任意（市の支出は制度内）：全て審査対象

○国・県の制度で義務（市の支出は制度に上乗せあり）：「上乗せ」部分が審査対象

○国・県の制度で任意（市の支出は制度に上乗せあり）：全て審査対象

○市独自の制度：全て審査対象

以上